

令和7年度中小企業庁委託事業

## 取引かけこみ寺活用事例集

公益財団法人全国中小企業振興機関協会

# 取引かけこみ寺本部

## 目 次

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 【ご利用にあたっての注意事項】 .....       | 1 |
| 1. 買ったとき .....              | 2 |
| 2. 代金の減額の禁止 .....           | 3 |
| 3. 協議に応じない一方的な価格代金の決定 ..... | 4 |
| 4. 不当な経済上の利益の提供要請①② .....   | 5 |
| 5. 委託事業者・中小委託事業者の定義 .....   | 7 |
| 6. 割引困難な手形による支払い .....      | 8 |
| 7. 悪徳商法 .....               | 9 |

## 【ご利用にあたっての注意事項】

1. 本活用事例集は、取引かけこみ寺の相談事業について理解を深めていただき、多くの中小企業の皆様に、企業間取引に係る紛争の解決等取引かけこみ寺を利用していただくために作成したものです。
2. 本活用事例集の作成にあたっては、取引かけこみ寺に相談があった事例を参考にしつつ、分かりやすく作成しました。  
また、相談者等の秘密保持の観点から、掲載事例は実際の個々の相談事例と異なるものであることにご留意願います。  
相談活用事例については、取引相手方企業が明らかに製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(以下「取適法」という。)に違反しているおそれがあり、相談者が行政による厳正な法の執行を求めた場合の事例は掲載していません。
3. 実際のトラブルは少し事情が異なるだけで結論が全く異なってしまう場合もありますので、実際の相談は、最寄りの取引かけこみ寺の相談員にご相談するようにお願いいたします。
4. 取引かけこみ寺では、中小企業の皆様方の債権回収代行は出来ませんが、債権回収や疑問点解決のための助言をさせていただいておりますので、遠慮なくご相談ください。  
なお、取引かけこみ寺で受けた相談内容は、情報が漏洩しないよう厳重に管理しております。

## 令和7年度取引かけこみ寺活用事例

### 1. 買ったたき

#### 《相談内容》

A社(資本金:1,000万円)は、自動車用ばねを製造するB社(資本金:5,000万円)から委託を受けて、金属製のばねを無償支給され、そのばねに熱処理を行っている。

毎年最低賃金が上昇している中、昨年は単価を据え置かれたので、A社はB社に労務費の見積書を提出し、価格交渉を申し入れた。

B社からは、再三、詳細な労務費に係る根拠資料の提出依頼があり、交渉期間が長期化した。最終的には詳細資料の提出がないことをもって、単価が据え置かれた。

#### 《取引かけこみ寺のアドバイス内容》

取引当事者の資本金区分と取引の内容(製造委託)から取適法が適用される取引であると考えられます。

労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、中小受託事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で中小受託事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは買ったたきに該当するおそれがある旨相手方に説明し、取適法違反とならないよう交渉に応じるよう要請することを助言しました。

#### 《留意点、考え方等》

公正取引委員会は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」を定め、違反行為の未然防止等のため、取適法の解釈等を明らかにしています。

取適法上、買ったたきとは、中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対して「通常支払われる対価に比し著しく低い額」を「不当に定めること」です。

当該給付に係る主なコスト(労務費、原材料価格、エネルギーコスト等)の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握できる場合において、据え置かれた代金の額は、通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額として取り扱うこととされています。

## 2. 代金の減額の禁止

### 《相談内容》

A社(資本金500万円)は、大手量販チェーンB社(資本金220億円)が運営するオンラインショップと商品配送に関する業務委託契約を締結し、消費者が購入した商品をB社の配送指示により、指定された消費者の元へ商品を配達する業務を実施している。

1月分の配送代金が入金されたが、銀行振込料が差し引かれた額だった。相手方に確認したところ、以前から振込手数料を差し引く合意文書があるとの説明があった。取適法で振込手数料を差し引くことは、禁止されていると聞いたが、問題ないのだろうか。

### 《取引かけこみ寺のアドバイス内容》

2026年1月から施行された取適法では、取適法が適用される取引については振込手数料を差し引くことは“代金の減額の禁止”に該当します。

物品の販売を行う事業者Bが、その物品の運送を委託していますので、特定運送委託の【類型1】に該当するため、取適法の対象取引となり、振込手数料を差し引くことは、委託事業者の禁止事項の“代金の減額の禁止”に該当し、取適法違反となる可能性があります。

### 《留意点、考え方等》

取適法が施行されて間もない事から、旧下請法からの変更点や特定運送委託など対象なる取引の追加など周知が十分とは言えません。委託事業者や中小受託事業者の双方の立場から、改めて自社の取引について振り返り、取適法に該当する取引かチェックしてください。

また、お取引との商談の際には取適法に関する話題に触れるなど、公正な取引に向けて啓蒙の機会を増やすことも日頃からできる取り組みだと思えます。

### 3. 協議に応じない一方的な価格代金の決定

#### 《相談内容》

A社(資本金:800万円)は、業務用厨房機器の製造販売を行うB社(資本金:8億2,000万円)が顧客から請け負う厨房機器の修理業務を受託している。

直近20年間、修理代金が据え置かれているうえ、近年の労務費や原材料費の高騰により利益がほぼ出ない状況となったため、B社に対して修理代金の値上げに関する話し合いを求めた。B社は、修理に要するコストや損益計算書等の詳細な経営情報を提示しないと協議には応じないと回答してきた。

#### 《取引かけこみ寺のアドバイス内容》

取引当事者の資本金区分と取引の内容(修理委託)から取適法が適用される取引であると考えられます。

取適法は、中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、代金の額の引き上げを求めたのに対し、合理的な範囲を超えて詳細な情報の開示を協議に応じる条件とすることを禁止しています。さらに、値上げの妥当性を判断するためと称して詳細な経営情報を求める行為は、受け入れがたい要求をすることで価格を据え置く行為として買いたたきの禁止にも該当する可能性があります。

最低賃金の上昇率、原材料コストの上昇率等について公表されている情報を用いて算定した新価格を明記したうえで、委託事業者に協議に応じるように文書で通知する。価格交渉では、当事者間の認識に齟齬を生じることのないよう、協議経過の記録を書面等にて作成して残すよう助言しました。

#### 《留意点、考え方等》

公正取引委員会は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」を定め、違反行為の未然防止等のため、取適法の解釈等を明らかにしています。

中小受託事業者が価格引き上げに係る協議を求めた場合に、これを拒否したり、無視したり、または回答を引き延ばす等して従前の単価を適用する、具体的に算定することが容易でない詳細な情報を求めて協議の実施を困難にすることは違反行為となる可能性があります。

一方、委託事業者が、中小受託事業者に原価低減を求める際、理由の説明や根拠資料を提供することなく代金の額を決定することも違反行為となる可能性があります。

このように一方的に委託事業者が決定した額を押し付けることは、中小受託事業者の自由かつ自主的な判断が阻害されることとなり、それにより中小受託事業者の利益が損なわれるので、これを防止するために規定が設けられています。

#### 4. 不当な経済上の利益の提供要請の禁止①

##### 《相談内容》

A 社(資本金:300 万円)は、自動車の修理、整備を行う B 社(資本金:5,000 万円)から委託を受けて、B 社が顧客から請け負った自動車の板金塗装等の修理業務を行っている。

B 社は顧客に代車として貸し出すために、A 社に対して自動車を無償で提供させた。

##### 《取引かけこみ寺のアドバイス内容》

取引当事者の資本金区分と取引の内容(修理委託)から取適法が適用される取引であると考えられます。

取適法は、委託事業者が自己のために、金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害することを禁止しています。

委託事業者が中小受託事業者に無償で自動車を提供させる行為は不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある旨相手方に説明し、取適法違反とならないよう無償で自動車を提供させていたことによる費用に相当する額を支払うよう要請することを助言しました。

##### 《留意点、考え方等》

公正取引委員会は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」を定め、違反行為の未然防止等のため、取適法の解釈等を明らかにしています。

委託事業者は、中小受託事業者に対して、自己のために、金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害すると取適法違反となります。

委託事業者が、中小受託事業者に対し、金型等は無償で保管させることは不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがあります。中小受託事業者に金型等の補完を依頼する場合、委託事業者は、中小受託事業者と協議の上、保管期間中に発生した保管費用を支払う必要があります。

#### 4. 不当な経済上の利益の提供要請の禁止②

##### 《相談内容》

相談者は、情報成果物の作成を請負う企業(資本金 1,000 万円)です。相手方企業(資本金5億円)は、自治体向けシステム構築を受託し相談者へ準委任による契約で発注してきた。構築作業は、当初の予定から遅れ気味であった。

相手方からは、無償で SE10名を追加するよう要請があり、相談者が承諾しなければ相談者とは取引は中止し、相談者の協力会社と直接取引することを通告してきた。

##### 《取引かけこみ寺のアドバイス内容》

相手方の要求は、明らかに委託事業者の禁止事項である“不当な経済上の利益の提供要請の禁止”に該当する可能性のある行為です。また、独占禁止法の優越的な地位の濫用に該当する可能性も考えられます。

相談者に対しては、公正取引委員会の HP から申告することを推奨し、相手方のコンプライアンス部門に取適法の禁止事項に該当する可能性のある行為であることを報告することを推奨しました。

##### 《留意点、考え方等》

有力な取引先ですが、一度譲歩してしまうと要求が過大となる傾向にあります。初期の段階で取適法に違反している可能性があることを認識して頂くことが肝要です。常日頃からのコミュニケーションを取っていくことが重要です。

また、パートナーシップ構築宣言を行っている企業であれば、取適法に違反した場合には、当該宣言が取り消しとなる場合があることを認識して頂くことは、有効な交渉手段になると考えられます。

## 5. 委託事業者・中小受託事業者の定義

### 《相談内容》

A 社(資本金 3,000 万円、従業員数 45 名)は、家電製品に内蔵する制御システムを開発する B 社(資本金 1 億円、従業員数 350 名)からプログラムの作成を請負っている。

B 社から仕様変更が頻繁に発生するが、書面での変更指示がなく発注内容が曖昧となりトラブルが頻繁に発生している。また、支払期日が明示されず、検収後 90 日以上経過して支払われることもある。

### 《取引かけこみ寺のアドバイス内容》

取適法では、両者のように資本金基準が適用されない場合、従業員基準が適用される。プログラム作成の情報成果物作成委託の場合、常時使用する従業員が 300 人超を委託事業者、300 人以下を中小受託事業者としており、B社は委託事業者の立場となります。

B 社に対して「従業員基準による当社との取引が中小受託取引適正化法の対象となることがわかった。法令順守の観点から、発注内容の明確化や支払期日の設定が必要になる。これは仕様変更等において双方の認識齟齬を防ぎ、納期の短縮化等の業務効率を高めるためにも有益である。」と双方にメリットがあることを書面的ように記録に残る方法で、通知するよう助言しました。

### 《留意点、考え方等》

中小受託取引適正化法は、規模に係る要件(資本金基準及び従業員基準)のいずれかに該当する事業者間による製造委託等の取引に適用される。従業員基準は、常時使用する従業員の数であり、労働基準法第 9 条に規定する労働者を行い、賃金台帳の調製対象となる対象労働者の数によって算定します。

従業員基準は、資本金基準が該当しない場合に適用され、製造委託等をした時点における常時使用する従業員の数によって判断されます。取引の相手方への確認は、書面又は電子メール等の記録の残る方法が望ましいと考えます。

## 6. 割引困難な手形による支払い

### 《相談内容》

A社(資本金:1,000万円)は、自動車部品の製造を行うB社(資本金:3億円)から委託を受けて、B社が自動車メーカーから請け負った自動車部品の製造を行っている。

B社の支払制度は、毎月末日締切り、翌月末日手形払い(120日サイト)であるため、2025年12月納品分は、1月末日に手形で支払われた。

### 《取引かけこみ寺のアドバイス内容》

取引当事者の資本金区分と取引の内容(製造委託)から取適法が適用される取引であると考えられます。

取適法は、手形払いは禁止されているところ、当該取引は取適法施行以前であるため手形払いは認められているものの、そのサイトは60日以内でなければ違反の可能性がある旨説明し、B社担当者と交渉すること及び取適法施行以降は支払い条件に留意するよう助言しました。

### 《留意点、考え方等》

取適法では「手形を交付すること」や、「金銭及び手形以外の支払手段であって代金の支払期日までに当該代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」、すなわち金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえない支払手段を禁止しています。

## 7. 悪徳商法

### 《相談内容》

A社は、小売店を営んでいる事業者(資本金300万円)である。

新商品を売り出すことで、販売員の補充が必要となり、地元のハローワークにパートの求人を出した。

一週間後、B社を名乗る求人広告会社から「ただ今、2週間無料で求人広告がネット上に載せられるキャンペーン中です」「この機会を逃さないように」との勧誘電話があった。

「無料なら広告を載せてほしい」と電話で伝え、申込書がFAXで送られてきた。

送られてきた申込書に必要事項を記入のうえ、B社にFAXした。

勧誘電話のとき、「無料期間を過ぎると、有料に自動更新される」ことは、勧誘員は一切言っていなかった。

3週間後、B社から30万円の広告掲載料料金の請求書が送られてきた。さらに電話があり「請求書を送ったので、請求金額を支払って頂きます」と言ってきた。また、「契約確認書には、無料期間を過ぎると、有料に自動更新されることを記載しています」とも言われた。

契約確認書は申込書と一緒に送られて来ていた。これには無料期間を過ぎると、有料に自動更新されることが書いてあり、請求の電話が架かってきたとき、このことを初めて知らされた。どうしたらいいのか。

### 《取引かけこみ寺のアドバイス内容》

「錯誤による申込のため契約を取り消す」旨の主張書面の作成方法と内容証明郵便の送付方法を説明し、今後予想される展開ごとの対応策を助言しました。

### 《留意点、考え方等》

弁護士に助言を求めた場合、「契約確認書が送られて来ており、期限後には有料契約に自動更新されることを確認していない」、「B社の請求は正当と認められる可能性が高く、請求額を支払う必要がある」と助言されるケースがあります。